# 平成26年12月議会

# 議案説明資料

# 議案第221号 福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども 園の認定の要件を定める条例案 •••1頁 議案第222号 福岡市保育の実施に関する条例を廃止する等の条例案 ・・・12 頁 議案第228号 福岡市立小呂保育所に係る指定管理者の指定について・・・・14 頁 議案第231号 福岡市立療育センターに係る指定管理者の指定について・・・・16頁 議案第235号 福岡市立あゆみ学園に係る指定管理者の指定について ・・・20頁 議案第236号 福岡市立めばえ学園に係る指定管理者の指定について ・・・22 頁 議案第255号及び議案第256号 福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家に係る 指定管理者の指定について •••24 頁

# こども未来局

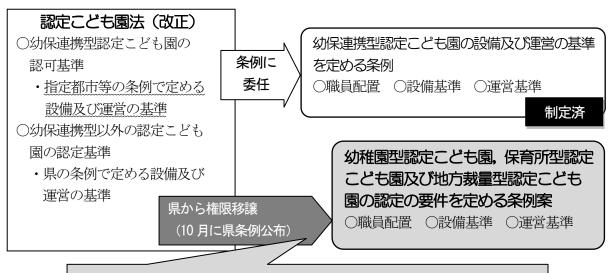
#### 議案第 221 号

# 福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の 要件を定める条例案

#### 1 条例制定の背景

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、本市が幼保連携型認定こども園以外の認定とども園の認定事務を行うことになったことから、当該認定の要件を条例により制定することが必要となったもの。

なお、当該条例については、国が示す基準(告示)を踏まえ、定めることとされている。



国の方針(閣議決定)により、政令指定都市・中核市への認定権限の委譲が可能 (福岡県は、福岡市、北九州市、久留米市に権限移譲)

#### ●子ども・子育て支援新制度における施設・事業の類型等

| 施設・事              | 事業の類型                              | 認可(認定)主体        | 確認主体 |
|-------------------|------------------------------------|-----------------|------|
| 〔施設型給付〕           | 認定こども園<br>①幼保連携型                   | 福岡市             |      |
| 教育・保育施設           | 認定こども園<br>②幼稚園型<br>③保育所型<br>④地方裁量型 | 福岡県<br>↓<br>福岡市 |      |
|                   | 幼稚園 注1)                            | 福岡県             | 福岡市  |
|                   | 保育所 注2)                            | 福岡市             |      |
| 〔地域型保育給付〕         | ①家庭的保育事業 ②小規模保育事業                  |                 |      |
| 家庭的保育事業等          | ③居宅訪問型保育事業                         | 福岡市             |      |
| (地域型保育事業) 注3)<br> | ④事業所内保育事業                          |                 |      |

注1) 新制度へ移行しない幼稚園は、私学助成の対象となるため、上記に含まない。

放課後児童健全育成事業

- 2) 保育所の基準については、平成24年12月に条例を制定し、平成25年4月1日から施行している。
- 3) 「家庭的保育事業等」は、児童福祉法による①から②の4事業の総称。子ども・子育て支援法上は「地域型保育事業」とされている。

福岡市への届出

#### 2 考え方

原則として、国が告示で定める基準(国基準)のとおりとするが、福岡市における教育・保育の質を確保するため、保育所の基準において本市独自に規定している項目及び幼保連携型認定こども園の 基準にあるものの、国基準には規定がない項目について市独自に規定することとする。

- (1) 福岡市の保育所基準同様の市独自規定の追加
  - ①乳児室の面積はほふく室と同じく3.3㎡とする。(国基準は1.65㎡)

【理由】ほふくの開始時期には個人差があり、成長に応じた児童の安全を確保する必要があ るため。

- ②保育が必要な満3歳以上の園児に対する食事の提供方法について、外部搬入を認めないこととする。(国基準は、満3歳以上の園児については外部搬入可能)
  - 【理由】自園調理による食事の提供は、調理過程において直接的な関与ができることから、 園児の発達段階や健康状態に応じた適切な給食の提供、アレルギー等への適切な 配慮及び食育の推進をより確実に実施することができるため。
- ③役員,施設・事業の管理者が,暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する ものであってはならないことを規定する。

【理由】福岡市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、事務事業の 全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため。

(2) 幼保連携型認定こども園の基準に準じた規定の追加

#### 【主な追加項目】

- ①調理員. 嘱託医等の配置
- ②園舎の階数制限. 耐火基準
- ③差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止
- ④自己評価の実施及び結果の公表

# 3 条例案の主な内容

本条例は、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の適正な事業運営及びサービスの提供等を確保するため、認定にあたっての要件を定めるものである。

|      | 主な項目                       | 主な内容  |
|------|----------------------------|---|
| 類型   | 幼稚園型認定こども園,                | 保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の3類型とする。  |
| 職員配置 | 教育及び保育に直接従事する職員の配置         | 0歳児 おおむね 3人につき1人以上 1~2歳児 おおむね 6人につき1人以上 3歳児 おおむね20人につき1人以上 4歳児以上 おおむね30人につき1人以上 常時2人を下回ることはできない。 満3歳未満児の保育:保育士 満3歳以上児の教育・保育:原則,幼稚園教員免許と保育士資格をもつ者 (困難な場合,併有していない者でも従事できるが,学級担任は幼稚園教員免許が,教育時間を超える部分の保育を行う者は保育士資格が必須。) |
|      | 調理員                        | 置かなければならない。(調理業務の全部を委託する場合を除く)  |
|      | 嘱託医等                       | 置かなければならない。   |
| 学級   | 満3歳以上児については<br>1学級の園児数は35人 | 学級を編制し,学級には学級担任を置く。<br>以下とする。   |
|      | 乳児室又はほふく室                  | 0~1歳児: <b>乳児室</b> 又はほふく室 1人につき3.3㎡以上  |
|      | 保育室,遊戲室                    | 2歳以上児:保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上   |
| 設備   | 屋外遊戲場                      | 原則として幼稚園及び保育所の基準のいずれも満たさなければならない。   |
| 設備基準 | その他の設備                     | 職員室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備<br>※特別な事情がある場合は、職員室と保健室の兼用も可  |
|      | 耐火基準等                      | 乳児室, ほふく室, 保育室, 遊戯室又は便所を2階以上に設ける場合は,<br>耐火建築物で保育所基準で求められる要件を満たす必要あり。  |
| 運    | 保育時間                       | 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、<br>1日につき8時間を原則として、園長が定める。   |
| 運営基準 | 食事の提供                      | 保育を必要とする園児には食事を提供する。  |
| 毕    | 食事の提供方法                    | 自園調理を原則とする。(調理業務の委託は可能)   |

# 4 条例案本文

4ページから11ページまで

# 5 施行期日

規則で定める日から施行する。 (就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日)

# 福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例案

(趣旨)

- 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園(法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)以外の認定こども園をいう。以下同じ。)の認定の要件について定めるものとする。(類型)
- 第2条 認定こども園は、次の各号に掲げるいずれかの類型に該当するものをいう。
  - (1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
    - ア 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大 臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。以下同じ。)に従って編 成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子 どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園
    - イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設(以下このイにおいて「一体的設置施設」という。)であって、次のいずれかに該当するもの
      - (ア) 一体的設置施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり一体的設置施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの
      - (イ) 一体的設置施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き一体的設置施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの
  - (2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第 23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所
  - (3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設

(職員の配置等)

- 第3条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。
- 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は35人以下を原則とする。
- 3 認定こども園には、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置かなければならない。
- 4 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。
- 5 認定こども園には、嘱託医その他市長が特に必要があると認める者を置かなければならない。

(職員の資格)

- 第4条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの 保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。
- 2 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育 及び保育に従事する者は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号) 第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び保育士の資格 を併有する者でなければならない。ただし、幼稚園の教諭の普通免許状及び保育士の資格を併有す ることが困難であると市長が認める場合は、そのいずれかを有する者で足りる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める要件を満たす者 でなければならない。
  - (1) 学級担任 幼稚園の教諭の普通免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園 又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教諭の普通免許 状を有する者とすることが困難であるときは、保育士の資格を有する者であり、かつ、その意欲、 適性、能力等を考慮して適当と認められるものであって、幼稚園の教諭の普通免許状の取得に向 けた努力を行っているものを学級担任とすることができる。
  - (2) 満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者 保育士の資格を有する者であること。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものであって、保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものを教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができる。
- 4 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

(連携施設における建物等の配置)

- 第5条 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設は、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。
  - (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
  - (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(園舎)

第6条 認定こども園の園舎の面積(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては,満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室,遊戯室その他の設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室,ほふく室その他の設備の面積を除く。次条第4項において同じ。)は,次の表の左欄に掲げる学級数に応じ,それぞれ同表の右欄に定める面積以上とする。ただし,既存施設(幼稚園,保育所及び保育機能施設をいう。以下同じ。)が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって,保育室又は遊戯室の面積が同項本文(満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては,同項本文及び次条第5項)に規定する面積以上であるときは,この限りでない。

| 学級数   | 面積(平方メートル)       |
|-------|------------------|
| 1学級   | 180              |
| 2学級以上 | 320+100× (学級数-2) |

- 2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。
- 3 乳児室, ほふく室, 保育室, 遊戲室又は便所 (以下この項及び次項において「保育室等」という。)

は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第19条第1項において読み替えて準用する福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第56号)第44条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって第19条第1項において読み替えて準用する同条例第44条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

- 4 前項ただし書の規定にかかわらず、既存施設が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合においては、園舎が耐火建築物であり、かつ、子どもの待避上必要な設備を備えるときは、保育室等を2階に設けることができる。
- 5 第3項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の子どもの保育の用に供するものでなければならない。

(認定こども園に備えるべき設備)

- 第7条 認定こども園には、保育室、遊戯室、屋外遊戯場、調理室、職員室、保健室、便所、飲料水 用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えなければならない。ただし、保育室と遊戯室及び職員室 と保健室とは、それぞれ兼用することができる。
- 2 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、前項の規定により備えるものとされる設備に加え、乳児室又はほふく室を備えなければならない。
- 3 保育室(満3歳以上の子どもに係るものに限る。)の数は、学級数を下回ってはならない。
- 4 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が前条第1項の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であるときは、この限りでない。
- 5 乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。
- 6 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第1号の基準を満たす場合にあっては第2号の基準を満たすことを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって同号の基準を満たす場合にあっては第1号の基準を満たすことを要しない。
  - (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
  - (2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

| 学級数   | 面積(平方メートル)      |  |  |  |
|-------|-----------------|--|--|--|
| 2学級以下 | 330+30× (学級数-1) |  |  |  |
| 3学級以上 | 400+80× (学級数-3) |  |  |  |

- 7 園舎及び屋外遊戯場は、同一の敷地内又は隣接する位置に備えることを原則とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。
  - (1) 子どもが安全に移動できる場所であること。
  - (2) 子どもが安全に利用できる場所であること。
  - (3) 子どもが日常的に利用できる場所であること。
  - (4) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
  - (5) 第6項の基準を満たす場所であること。
- 9 幼稚園型認定こども園内で調理する方法により子どもに対して食事の提供を行う場合であって、当該食事の提供を受ける子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚

園型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(教育及び保育の内容)

- 第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づかなければならない。
- 2 認定こども園における教育及び保育の提供は、前項に定めるもののほか、子どもの1日の生活の リズムや集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情を踏まえて市長が別 に定める基準に従って行われなければならない。

(職員の資質向上等)

- 第9条 認定こども園は、教育及び保育の質の確保及び向上並びに子育て支援事業の充実を図るため に必要なものについて市長が別に定める基準に従い、職員の資質向上等を図らなければならない。 (子育て支援事業)
- 第10条 認定こども園における子育て支援事業は、当該地域において実施することが必要と認められるものを、子どもの保護者の要請に応じて適切に提供するために必要なものについて市長が別に定める基準に従い実施されなければならない。

(教育及び保育の時間並びに開園日数及び開園時間)

- 第11条 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。
- 2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切 に提供できるよう、子どもの保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。 (情報開示)
- 第12条 認定こども園は、子どもの保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

(公正な入園の選考)

- 第13条 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭若しくは 低所得家庭の子ども又は障がいのある子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除され ることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。
- 2 認定こども園は、本市との連携を図り、前項の特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(子どもの健康及び安全の確保)

- 第14条 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。
- 2 認定こども園は、認定こども園において事故等が発生した場合に備え、適切な保険又は共済制度への加入を通じて補償の体制を整えなければならない。

(自己評価及び外部評価)

- 第15条 認定こども園は、当該認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業 (第4項において「教育及び保育等」という。)の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の評価を行うに当たっては、認定こども園は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行う

ものとする。

- 3 認定こども園は、第1項の評価の結果を踏まえた当該認定こども園を利用する子どもの保護者その他の当該認定こども園の関係者(当該認定こども園の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 4 認定こども園は、当該認定こども園における教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、 定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。 (表示)
- 第16条 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「認定こども園(福岡市幼稚園型認定こども園,保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成26年福岡市条例第 号)第1条に規定する認定こども園をいう。)を利用する子ども(以下「利用子ども」という。)が」と、「児童の」とあるのは「利用子どもの」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第18条 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)

第19条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条,第5条(第3項を除く。),第10条,第11条,第14条(第4項ただし書を除く。),第19条,第20条第1項及び第3項,第20条の2,第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第4条の見出し及び同条第2項      | 最低基準    | 認定要件に定める基準  |
|---------------------|---------|---|
| 第4条第1項              | 最低基準    | 福岡市幼稚園型認定こども園,<br>保育所型認定こども園及び地方<br>裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成26年福岡市条例第号。以下「認定要件を定める条例」という。)に規定する認定こども園の認定の要件(以下「認定要件」という。)に定める基準 |
| 第5条第1項              | 入所している者 | 認定こども園(認定要件を定める条例第1条に規定する「認定こども園」をいう。)を利用する子ども(以下「利用子ども」という。)   |
| 第5条第2項及び第14条第<br>5項 | 児童の     | 利用子どもの  |
| 第5条第4項              | 法       | 就学前の子どもに関する教育、  |

|                |                 | 保育等の総合的な提供の推進に   |
|----------------|-----------------|------------------|
|                |                 | 関する法律(平成18年法律第77 |
|                |                 | 号)               |
|                | それぞれの施設         | 認定こども園           |
| 第5条第5項並びに第14条  | 入所している者         | 利用子ども            |
| 第2項及び第3項       |                 |                  |
| 第10条の見出し       | 入所した者           | 利用子ども            |
| 第10条           | 入所している者         | 利用子ども            |
|                | 又は入所            | 又は入園             |
| 第11条           | 入所中の児童(法第31条第1項 | 利用子ども            |
|                | から第3項までの規定により保  |                  |
|                | 護された者又は措置された者を  |                  |
|                | 含む。以下同じ。)       |                  |
|                | 当該児童            | 当該利用子ども          |
| 第14条第1項        | 入所している者         | 保育を必要とする子どもに該当   |
|                |                 | する利用子ども          |
|                | 第9条             | 認定要件を定める条例第19条第  |
|                |                 | 2項において読み替えて準用す   |
|                |                 | る第9条             |
|                | 社会福祉施設          | 学校,社会福祉施設等       |
| 第19条           | 利用者             | 利用子ども            |
| 第20条第1項        | 援助              | 教育及び保育 (満3歳未満の利  |
|                |                 | 用子どもについては、その保育。  |
|                |                 | 以下同じ。)並びに子育ての支援  |
|                | 入所している者         | 利用子ども            |
| 第20条第3項        | 援助に関し、本市から当該措置  | 教育及び保育並びに子育ての支   |
|                | 又は助産の実施、母子保護の実  | 援について、本市から       |
|                | 施若しくは保育の提供若しくは  |                  |
|                | 法第24条第5項若しくは第6項 |                  |
|                | の規定による措置に係る     |                  |
| 第44条第7号        | 又は遊戯室           | ,遊戯室又は便所         |
| 第44条第7号ア       | 耐火建築物又は同条第9号の3  | 耐火建築物(既存施設(幼稚園,  |
|                | に規定する準耐火建築物(同号  | 保育所及び保育機能施設をい    |
|                | ロに該当するものを除く。)   | う。)が保育所型認定こども園又  |
|                |                 | は地方裁量型認定こども園の認   |
|                |                 | 定を受ける場合にあっては、耐   |
|                |                 | 火建築物又は同条第9号の3に   |
|                |                 | 規定する準耐火建築物(同号ロ   |
| to to the      |                 | に該当するものを除く。))    |
| 第44条第7号イ       | 施設又は設備          | 設備               |
| 第44条第7号ウ       | 施設及び設備          | 設備               |
| 第44条第7号工, オ及びク | 保育所             | 認定こども園           |
| 第44条第7号力       | 乳幼児             | 利用子ども            |

| 第48条 | 保育所の長     | 認定こども園の長 |  |
|------|-----------|----------|--|
|      | 入所している乳幼児 | 利用子ども    |  |
|      | 保育の       | 教育及び保育の  |  |

2 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第9条の規定は、認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条ただし書中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「利用子どもの保育に直接従事する職員」と、設備については「利用子どもの保育に直接従事する職員」と、設備については「利用子どもの保育に直接従事する職員」と、設備については「利用子どもの保育に直接従事する職員」と、設備については「利用子どもの保育に直接び事する職員」と、設備については「利用子どもの保育に直接び事する職員」と、設備については「利用子どもの保育に直接び事する職員」と、設備については「利用子どもの保育に直接び事する職員」と、設備については「利用子どもの保育に直接び事する職員」と、設備については「利用子どもの保育に直接び事する職員」と、設備については「利用子どもの保育に直接び事する職員」と、設備については「利用子どもの保育に直接び事する職員」と、設備については「利用子どもの保育に直接び事する職員」と、設備に

(福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の準用)

第20条 福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例(平成26年福岡市条例第58号)第4条第3項,第7条第6項及び第8条の規定は,認定こども園について準用する。この場合において,次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|        | - , - 9       |                   |
|--------|---------------|-------------------|
| 第4条第3項 | 園児            | 認定こども園(福岡市幼稚園型    |
|        |               | 認定こども園,保育所型認定こ    |
|        |               | ども園及び地方裁量型認定こど    |
|        |               | も園の認定の要件を定める条例    |
|        |               | (平成26年福岡市条例第 号)   |
|        |               | 第1条に規定する認定こども園    |
|        |               | をいう。) を利用する子ども (以 |
|        |               | 下「利用子ども」という。)     |
| 第7条第6項 | 第1項各号に掲げる設備のほ | 園舎には              |
|        | か、園舎には        |                   |
| 第8条第1項 | 園児数           | 利用子どもの数           |

(福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の準用)

第 21 条 福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例(平成 26 年福岡市条例第 59 号)第 13 条及び第 17 条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、第 13 条の見出し中「利用乳幼児」とあるのは「利用子ども」と、同条中「家庭的保育事業者等」とあるのは「認定こども園(福岡市幼稚園型認定こども園,保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成 26 年福岡市条例第 号)第 1 条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長」と、「利用乳幼児」とあるのは「認定こども園を利用する子ども(以下「利用子ども」という。)」と、「保育」とあるのは「教育及び保育」と、第 17 条(見出しを含む。)中「利用乳幼児」とあるのは「利用子ども」と、同条中「家庭的保育事業者等」とあるのは「認定こども園」と、同条第 3 項中「保育の提供」とあるのは「教育及び保育の提供」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

| 2 この条例の施行の日から起算して5年間は、第3条いて現に存する認定こども園の職員配置については、 |  |
|---|--|
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |
|   |  |

# 議案第 222 号

#### 福岡市保育の実施に関する条例を廃止する等の条例案

#### 1 提案の理由

児童福祉法の一部改正等に伴い、保育の実施について定めた条例を廃止するとともに、市立保育所への入所に係る規定について所要の改正を行う必要があるもの。

# 2 条例の内容

# (1) 福岡市保育の実施に関する条例の廃止

これまで条例で定めることとされていた保育の要件が、子ども・子育て支援法施行規則で規定されたことから、同要件を定めた条例を廃止するもの。

#### (2) 福岡市立保育所条例の一部改正

① 児童の入所手続に関する規定の追加

子ども・子育て支援新制度において、市立保育所への入所を希望する場合は、本市による保育の利用調整の後、保護者は施設の設置者である本市と個別に入所手続を行うこととされたことから、必要となる規定を新たに整備するもの。

② その他

子ども・子育て支援法の制定等に伴い、必要となる規定の整備を行うもの。

## 3 施行期日

規則で定める日

旧

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。 以下「法」という。)第35条第2項の規定に より保育に欠ける児童を保育するため、保育 所を別表のとおり設置する。

#### (入所児童)

- 第2条 保育所は、次<u>の各号</u>に掲げる者を入所 させて保育する。
  - (1) 福岡市保育の実施に関する条例(昭和62 年福岡市条例第12号)第2条の規定により 市長が保育の実施を必要と認めた児童
  - (2) 前号に掲げる者を除くほか、保護者から 保育の委託を受け、市長が入所させること を適当と認めた児童

(新設)

#### (入所等の許可)

第5条 保護者は、第2条第2号の規定により 児童を保育所に入所させようとするとき、第 3条の規定により児童に延長保育を受けさせ ようとするとき及び<u>前条</u>の規定により児童に 休日保育を受けさせようとするときは、規則 で定めるところにより<u>市長の</u>許可を受けなけ ればならない。 新

#### (設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。 以下「法」という。)第35条第2項の規定により、保育を必要とする児童を保育するため、 保育所を別表のとおり設置する。

#### (入所児童)

- 第2条 保育所は、次に掲げる者を入所させて 保育する。
  - (1) <u>法第 24 条第1項の規定により保育を必</u> 要とすると認められた児童
  - (2) <u>前号に掲げる者を除くほか</u>, 市長が保育 <u>所において保育することを適当と認めた児</u> 童

# (入所の承諾)

第5条 保護者は、第2条第1号の規定により 児童を保育所に入所させようとするときは、 規則で定めるところにより市長に申し込み、 その承諾を得なければならない。

#### (入所等の許可)

第5条の2 保護者は、第2条第2号の規定により児童を保育所に入所させようとするとき、第3条の規定により児童に延長保育を受けさせようとするとき及び第4条の規定により児童に休日保育を受けさせようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その許可を受けなければならない。

#### 議案第228号

#### 福岡市立小呂保育所に係る指定管理者の指定について

#### 1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立小呂保育所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて,地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 2 議案の内容

#### (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立小呂保育所

#### (2) 指定管理者に指定する者

福岡市西区愛宕浜四丁目49番1号福岡市漁業協同組合

#### (3) 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

# 3 募集及び指定の概要

#### (1) 業務の内容

入所の許可を受けた児童の保育、施設・附属設備等の維持管理等に関する業務

#### (2) 指定管理者の指定の理由

福岡市立小呂保育所は,離島に設置されたへき地保育所であり,地理的条件から,保育従事者の確保など安定的に管理する能力を有する候補者が限定される。

また,小呂島で唯一の公共的団体である福岡市漁業協同組合は地域と密接な関係にあり,現在も小呂保育所の良好な管理運営を行っていることから,福岡市漁業協同組合を 指定管理者とするもの。

#### (3) 福岡市立小呂保育所に係る指定管理者選定・評価委員会

選定委員4名(外部委員3名, 市職員1名)

| 委員長 | 福岡女子短期大学保育学科教授 | 尾花 | 雄路  |
|-----|----------------|----|-----|
| 委 員 | 公認会計士          | 升永 | 清朗  |
| 委 員 | 福岡県保育協会保育士会副会長 | 森田 | さゆり |
| 委 員 | こども未来局子育て支援部長  | 松本 | 勉   |

#### (4) 選定過程

平成26年10月8日 福岡市立小呂保育所に係る指定管理者選定・評価委員会

# 【参考資料】福岡市立小呂保育所の概要

1 根拠法 福岡市立小呂保育所条例

2 目的 小呂地区における保育を要する児童に対し、保育を行い、児童の

福祉の増進を図る。

3 所在地 福岡市西区大字小呂島 6 1 - 1

**4 開設日** 平成2年4月1日

5 主な対象者 3歳以上の保育を要すると市長が認めたもの

6 利用 月曜日から金曜日(午前8時から午後5時まで)

土曜日(午前8時から午後1時まで)

7 管理運営 平成18年度から指定管理者制度を導入

8 施設の概要 小呂公民館との複合施設

(木造2階建てのうち1階部分が保育所)

9 事業内容 (1) 入所の許可を受けた児童の保育に関する業務

(2) 小呂保育所の施設, 附属設備等の維持管理に関する業務

(3) 上記のほか、市長が必要と認める業務

10 定員 30人

11 利用状況(各年度4月1日現在)

| _     |     | 第1期 | 第1期指定管理期間 第2期指定管理期間 第3期指定管理期 |     |     | 第2期指定管理期間 |     |     | 理期間 |     |
|-------|-----|-----|------------------------------|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 年 度   | 1 7 | 1 8 | 1 9                          | 2 0 | 2 1 | 2 2       | 2 3 | 2 4 | 2 5 | 2 6 |
| 入所児童数 | 3人  | 6人  | 4人                           | 3人  | 2人  | 4人        | 4人  | 5人  | 7人  | 6人  |

**12** 平成 **25** 年度委託料決算額 12,479 千円

#### 議案第 231 号

#### 福岡市立療育センターに係る指定管理者の指定について

#### 1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立療育センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 2 議案の内容

#### (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立西部療育センター 福岡市立東部療育センター

#### (2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目3番39号社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団

#### (3) 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

#### 3 募集及び選定の概要

#### (1) 業務の内容

心身障がい児の発達相談・診断、医学的・心理学的・社会学的な総合判定及び保育・指導・機能訓練、保護者に対する訓練方法等の指導、施設・附属設備等の維持及び修繕等に関する業務

#### (2) 指定管理者指定の理由

福岡市立療育センターは、心身障がい福祉センターとともに、心身障がい児に対する 相談・診断、早期療育の本市における中核施設として、療育及び通園事業を実施するだ けでなく、市内の他の障がい児施設、幼稚園、保育所に対しても障がい児療育について の指導を行うなど、本市における先駆的・先導的役割を果たしている。

今後もこれらの役割を果たしていく必要があり、幅広い専門的知識・経験を有し、適切な施設運営が可能である法人は、福岡市社会福祉事業団以外にないため、指定管理者とするもの。

# (3) 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会

審查委員6名(外部委員4名, 市職員2名)

| 委員長 九州大学大学院人間環境学研究院教授 |   | 松﨑 佳子                 |       |
|-----------------------|---|-----------------------|-------|
| 委                     | 員 | 中村学園大学准教授             | 吉川 昌子 |
| 委                     | 員 | 弁護士                   | 石田 光史 |
| 委                     | 訓 | 市立西部療育センター/市立東部療育センター | 保護者代表 |
| 委                     | 員 | 教育委員会発達教育センター所長       | 森 孝一  |
| 委                     | 員 | こども未来局こども総合相談センター所長   | 藤林 武史 |

#### (4) 選定経過

平成 26 年 10 月 24 日 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会

# 【参考資料】福岡市立療育センターの概要

- 1 根拠法 児童福祉法,福岡市立療育センター条例,福岡市立児童発達支援センター 条例
- **2 目 的** 心身障がい児に総合的な療育を行い、心身障がい児及びその家族の福祉の 向上を図る。
- 3 所在地 福岡市西区内浜一丁目5番54号

| 福岡市立西部療育センター | 福岡市西区内浜一丁目 5-54 |
|--------------|-----------------|
| 福岡市立東部療育センター | 福岡市東区青葉四丁目1-1   |

#### 4 開設日

| 福岡市立西部療育センター | 平成14年4月1日 |
|--------------|-----------|
| 福岡市立東部療育センター | 平成23年4月1日 |

- 5 主な対象者 1歳児から小学校就学前の心身障がい児及びその保護者
- 6 利 用 月曜日から金曜日まで(午前9時から午後5時まで)

#### 7 管理運営

| 福岡市立西部療育センター | 平成 18 年度から指定管理者制度を導入 |
|--------------|----------------------|
| 福岡市立東部療育センター | 平成23年度から指定管理者制度を導入   |

#### 8 施設の概要

|              | 鉄筋コンクリート造5階建        |  |  |  |  |
|--------------|---------------------|--|--|--|--|
| 福岡市立西部療育センター | 面積 敷地面積 2,252.27 m² |  |  |  |  |
|              | 延床面積 3,936.65 ㎡     |  |  |  |  |
|              | 鉄筋コンクリート造2階建        |  |  |  |  |
| 福岡市立東部療育センター | 面積 敷地面積 5,004.42 m² |  |  |  |  |
|              | 延床面積 3,425.60 ㎡     |  |  |  |  |

#### 9 事業内容

- (1) 心身障がい児の発達相談及び診断の実施
- (2) 心身障がい児の医学的,心理学的及び社会学的な総合判定の実施
- (3) 心身障がい児の単独通園,親子通園の実施
- (4) 障害児相談支援の実施
- (5) 上記のほか、療育センターの設置の目的達成に必要なこと

#### 10 定 員 70人/日

# 11 利用状況(4月1日現在通園在籍児数)

| 福岡市立西部療育センター | 年度 | 2 2  | 2 3  | 2 4   | 2 5   | 2 6   |
|--------------|----|------|------|-------|-------|-------|
|              | 人数 | 97 人 | 90 人 | 94 人  | 90 人  | 91 人  |
| 短回士立東如藤本村 ンカ | 年度 | 2 2  | 2 3  | 2 4   | 2 5   | 2 6   |
| 福岡市立東部療育センター | 人数 | _    | 86 人 | 106 人 | 100 人 | 107 人 |

# 12 平成25年度委託料決算額

福岡市立西部療育センター 375,230 千円 福岡市立東部療育センター 345,274 千円

#### 議案第 235 号

## 福岡市立あゆみ学園に係る指定管理者の指定について

#### 1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立あゆみ学園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立あゆみ学園

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目3番39号社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団

(3) 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

#### 3 募集及び選定の概要

#### (1) 業務の内容

肢体不自由児の保育・指導・機能訓練、保護者等に対する訓練方法等の指導、施設・附属設備等の維持及び修繕等に関する業務

#### (2) 指定管理者指定の理由

福岡市立あゆみ学園は、心身障がい福祉センターや療育センターと連携し、主に肢体不自由児を対象とした通園施設として、民間施設では行っていない概ね1歳児からの早期療育や機能訓練を実施するなど、本市における先駆的・先導的な役割を果たしている。

今後もこれらの役割を果たしていく必要があり、幅広い専門的知識・経験を有し、適切な施設運営が可能である法人は福岡市社会福祉事業団以外にないため、指定管理者とするもの。

#### (3) 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会

審查委員6名(外部委員4名,市職員2名)

| 委員長 | 九州大学大学院人間環境学研究院教授   | 松﨑 佳子 |
|-----|---------------------|-------|
| 委 員 | 中村学園大学准教授           | 吉川 昌子 |
| 委 員 | 弁護士                 | 石田 光史 |
| 委 員 | 市立あゆみ学園             | 保護者代表 |
| 委 員 | 教育委員会発達教育センター所長     | 森 孝一  |
| 委 員 | こども未来局こども総合相談センター所長 | 藤林 武史 |

#### (4) 選定過程

平成26年10月24日 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会

# 【参考資料】福岡市立あゆみ学園の概要

- 1 根拠法 児童福祉法,福岡市立医療型児童発達支援センター条例
- **2 目 的** 肢体不自由児の福祉の向上と健やかな育成を図る。
- 3 所 在 地 福岡市南区屋形原二丁目 23 番 2 号
- 4 開設日 昭和48年6月1日
- 5 主な対象者 1歳児から小学校就学前の肢体不自由児及びその保護者
- 6 利 用 月曜日から金曜日まで(午前9時から午後5時まで)
- 7 管理運営 平成 18 年度から指定管理者制度を導入
- 8 施設の概要 構造 鉄筋コンクリート及び軽量鉄骨造平屋建面積 敷地面積 2917.73 ㎡延床面積 845.40 ㎡

#### 9 事業内容

- (1) 診療,機能訓練の実施
- (2) 肢体不自由児の単独通園,親子通園の実施
- (3) 障害児相談支援の実施
- (4) 上記のほか、医療型児童発達支援センターの設置の目的達成に必要なこと
- 10 定 員 40人/日
- 11 利用状況(4月1日現在通園在籍児数)

| 年度 | 2 2  | 2 3  | 2 4  | 2 5  | 2 6  |
|----|------|------|------|------|------|
| 人数 | 46 人 | 47 人 | 54 人 | 57 人 | 57 人 |

**12** 平成 **25** 年度委託料決算額 187, 274 千円

#### 議案第 236 号

## 福岡市立めばえ学園に係る指定管理者の指定について

#### 1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立めばえ学園の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 2 議案の内容

#### (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立めばえ学園

# (2) 指定管理者に指定する者

福岡市中央区荒戸三丁目3番39号社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団

#### (3) 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

#### 3 募集及び選定の概要

#### (1) 業務の内容

障がい児の保育,生活指導,保護者等に対する養育指導,施設・附属設備等の維持及び修繕等に関する業務

#### (2) 指定管理者指定の理由

福岡市立めばえ学園は、心身障がい福祉センターや療育センターと連携し、主に知的 障がい児を対象とした通園施設として、民間施設では行っていない1歳児からの早期療 育や医療的配慮児の受け入れなど、本市における先駆的・先導的役割を果たしている。

今後もこれらの役割を果たしていく必要があり、幅広い専門的知識・経験を有し、適切な施設運営が可能である法人は福岡市社会福祉事業団以外にないため、指定管理者とするもの。

#### (3) 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会

審查委員6名(外部委員4名, 市職員2名)

| 委員長 九州大学大学院人間環境学研究院教授 |                     | 松﨑 佳子 |
|-----------------------|---------------------|-------|
| 委 員                   | 中村学園大学准教授           | 吉川 昌子 |
| 委 員                   | 弁護士                 | 石田 光史 |
| 委 員                   | 市立めばえ学園             | 保護者代表 |
| 委 員                   | 教育委員会発達教育センター所長     | 森 孝一  |
| 委 員                   | こども未来局こども総合相談センター所長 | 藤林 武史 |

#### (4) 選定過程

平成 26 年 10 月 24 日 福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会

# 【参考資料】福岡市立めばえ学園の概要

- 1 根拠法 児童福祉法、福岡市立児童発達支援センター条例
- 2 **目 的** 知的障がい児、身体障がい児(肢体不自由児を除く。)及び精神障がい児(以下「障がい児」という。)の福祉の向上と健やかな育成を図る。
- 3 所 在 地 福岡市博多区半道橋一丁目 17 番 1 号
- 4 開設日 昭和54年5月1日
- 5 主な対象者 1歳児から小学校就学前の障がい児及びその保護者
- 6 利 用 月曜日から金曜日まで(午前9時から午後5時まで)
- 7 管理運営 平成 18 年度から指定管理者制度を導入
- 8 施設の概要 構造 鉄筋コンクリート造2階建 面積 敷地面積 1,683.00 m<sup>2</sup> 延床面積 859.77 m<sup>2</sup>

#### 9 事業内容

- (1) 障がい児の単独通園,親子通園の実施
- (2) 障害児相談支援の実施
- (3) 上記のほか、児童発達支援センターの設置の目的達成に必要なこと
- 10 定 員 40人/日
- **11 利用状況**(4月1日現在通園児数)

| 年度 | 2 2  | 2 3  | 2 4  | 2 5  | 2 6  |
|----|------|------|------|------|------|
| 人数 | 54 人 | 54 人 | 60 人 | 57 人 | 61 人 |

**12** 平成 **25** 年度委託料決算額 132,634 千円

#### 議案第255号及び議案第256号

# 福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家に係る 指定管理者の指定について

#### 1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家

(2) 指定管理者に指定する者

あゆみらい福岡市自然の家共同事業体

代表者 麻生教育サービス株式会社 学校法人 麻生塾 福岡総合ビル管理事業協同組合 西洋フード・コンパスグループ株式会社

#### (3) 指定する期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)

#### 3 公募及び選定の概要

#### (1) 主な業務の内容

ア 宿泊を伴う集団生活に関する事業,自然に親しむ学習活動に関する事業その他 施設において実施する事業に係る業務

- イ 施設利用の許可及び制限に係る業務
- ウ 施設における行為の制限に係る業務
- エ 施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

# (2) 主な応募資格

ア 福岡都市圏に事務所又は事業所を置く法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は法人等を代表とする共同事業体であって,福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家を一括して管理することができるものであること。

- イ 法人税等の滞納がないこと。
- ウ 法人等又はその代表者が、暴力団関係者でないこと。

### (3) 応募者

3団体から応募があった。

あゆみらい福岡市自然の家共同事業体 ふくおか海の家・山の家マネジメント共同体(次点候補者) 団体A(非選定)

#### (4) 背振少年自然の家等に係る指定管理者選定委員会

選定委員5名(全て外部委員)

| 委員長  | 中村学園大学 教授                      | 佐々 | ▽木 | 美智子 |
|------|--------------------------------|----|----|-----|
| 副委員長 | 独立行政法人 国立青少年教育振興機構<br>広域主幹     | 宮  | 野  | 哲 美 |
| 委員   | 福岡市立小学校長会副会長                   | 江  | 上  | 彰   |
| 委員   | 特定非営利活動法人 子ども文化コミュニ<br>ティ 代表理事 | 髙  | 宮  | 由美子 |
| 委員   | 公認会計士(日本公認会計士協会 北部九州<br>会から推薦) | 出  | 良  | ♪ 一 |

# (5) 募集•選定経過

- ア 募集要項の内容等の審議 (第1回 指定管理者選定委員会) 平成26年6月30日
- イ 募集要項配布 平成 26 年 7 月 14 日から同月 31 日まで
- ウ 応募書類の受付 平成 26 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで
- 工 書類審査(第2回 指定管理者選定委員会) 平成26年9月24日
- オ プレゼンテーション・ヒアリング (第3回 指定管理者選定委員会) 平成26年10月3日

## (6) 委託料の上限額

平成27年度 313,020千円 (議会の議決により額が変動する場合あり。)

### 4 選定結果

#### (1) 審査基準

28ページ「審査基準及び配点表」のとおり。

なお、指定管理者の候補者の選定に当たっては、両施設の『自然環境の中での 集団宿泊活動や野外体験活動を通して心身ともに健全な青少年の育成を図る』と いう設置目的を踏まえるとともに、『一般利用や主催事業を積極的に拡充する』 という今後の事業の方向性を踏まえ、特に『事業計画(自主事業に関する提案等)』 及び『一般利用の拡充(利用者増の方策等)』を重視して、各応募者の提案につ いて審査した。

## (2) 指定管理者選定委員会の選定委員による採点結果

ア あゆみらい福岡市自然の家共同事業体(指定管理者の候補者)

| 審 査 基 準 項 目                                | 計           |
|--|-------------|
| ①市民の正当かつ公平な利用の確保について                       | 35/50 点     |
| ②施設の効用の十分な発揮と、管理に要する 〇事業計画の妥当性<br>〇一般利用の拡充 | 75/100 点    |
| 経費の縮減について                                  | 25/50 点     |
| ③施設管理の経済的基礎及び的確な遂行に必要な能力について               | 65/100 点    |
| ④ 学校利用に対する理解及び配慮について                       | 45/75 点     |
| ⑤安全・安心について                                 | 52.5/75 点   |
| ⑥地域貢献に対する配慮について                            | 30/50 点     |
| 計  | 327.5/500 点 |

#### イ ふくおか海の家・山の家マネジメント共同体(次点候補者)

|                             | 審                    | 査      | 基   | 準          | 項            | 目   |               |            | 計          |   |
|-----------------------------|----------------------|--------|-----|------------|--------------|-----|---------------|------------|------------|---|
| ①市民の正当かつな                   | ①市民の正当かつ公平な利用の確保について |        |     |            |              |     |               | 30/50      | 点          |   |
| ②施設の効用の十分                   | 分な発担                 | 重と, 管: | 理に要 | する         |              |     | 画の妥当!<br>目の拡充 | 生          | 70/100     | 点 |
| 経費の縮減につい                    | いて                   |        |     |            | -            |     | る指定管<br>画の妥当  | 理料の額<br>6性 | 22.5/50    | 点 |
| <ul><li>③施設管理の経済的</li></ul> | 的基礎》                 | 及び的研   | 産な遂 | 行に必要       | 要な能 <b>力</b> | につし | いて            |            | 50/100     | 点 |
| ④学校利用に対する                   | 5理解及                 | び配慮    | につし | て          |              |     |               |            | 37.5/75    | 点 |
| ⑤安全・安心について                  |                      |        |     |            |              |     | 41.25/75      | 点          |            |   |
| ⑥地域貢献に対する配慮について             |                      |        |     |            |              |     | 32.5/50       | 点          |            |   |
|                             |                      |        | į   | <u>i</u> t |              |     |               |            | 283.75/500 | 点 |

#### ウ 団体A (非選定)

| 審 査 基 準 項 目                                | 計            |
|--|--------------|
| ①市民の正当かつ公平な利用の確保について                       | 22.5/50 点    |
| ②施設の効用の十分な発揮と、管理に要する 〇事業計画の妥当性<br>〇一般利用の拡充 | 55/100 点     |
| 経費の縮減について                                  | 22.5/50 点    |
| ③施設管理の経済的基礎及び的確な遂行に必要な能力について               | 45/100 点     |
| ④学校利用に対する理解及び配慮について                        | 30/75 点      |
| ⑤安全・安心について                                 | 33.75/75 点   |
| ⑥地域貢献に対する配慮について                            | 27.5/50 点    |
| 計  | 236.25/500 点 |

#### (3) 選定委員の講評

『あゆみらい福岡市自然の家共同事業体』については、学校利用に対する理解及び配慮がしっかりできた上で、一般利用の拡充について幅広い提案がなされており、今後の事業の充実に期待ができるものであった。また、市民の正当かつ公平な利用の確保について、付加的な提案がなされていた。さらに、安全・安心への配慮もよくなされているとともに、施設が置かれている現状を踏まえた課題に対するアプローチも適切である。

『ふくおか海の家・山の家マネジメント共同体』については、一般利用の拡充について、特に海の家における地域の特性や他施設との連携を見据えた具体的提案がなされている点はプラス材料であるが、自然の家の管理運営の面では現状を踏まえた課題に対するアプローチについて、若干の不安が残る。

『団体A』については、事業者のこれまでの事業活動を通じて蓄積したノウハウを活用した一般利用の拡充の提案には期待が持てたが、大人や青少年向けという色彩が強く、小中学生への対応はどうか、という面で不安を感じた。また、運営体制に関して、自主事業等でのボランティア活用の提案については、その重要性は理解できるが、安全・安心面や実行性から不安が残った。

#### (4) 指定管理者の候補者の選定

提案内容に対する各選定委員の評価及び(3)の選定委員の講評も踏まえ、『あゆみらい福岡市自然の家共同事業体』を指定管理者の候補者として決定した。

また、『ふくおか海の家・山の家マネジメント共同体』を次点候補者とした。

# 審査基準及び配点表

| 審査基準  | 審査の視点  | 配点  |
|---|--|-----|
| 市民の正当かつ公平な利用の確保について   | <ul><li>○管理運営の基本的な方針</li><li>○開所/開館時間,休所/休館日,利用料金の額とその減免等</li><li>○利用者等からの苦情等の未然防止とその対処方法</li><li>○個人情報保護への取組</li></ul>            | 10  |
| 施設の効用の<br>十分な発揮<br>と,管理に要   | <ul><li>○事業計画(自主事業に関する提案,自主事業以外で新たに利用者に提供できるサービス内容)の妥当性</li><li>○一般利用の拡充(利用者増の方策,利用者見込数等)</li></ul>                                | 20  |
| する経費の縮<br>減について   | <ul><li>○提案する指定管理料の額</li><li>○収支計画の妥当性</li></ul>   | 10  |
| 施設の管理の<br>ために必要な<br>経済的基礎及<br>びこれを的確<br>に遂行するた<br>めに必要なそ<br>の他の能力に<br>ついて | <ul><li>○応募団体の財務状況及び経営基盤</li><li>○管理を的確に行う人員体制及びその能力<br/>(職員研修の実施による研さん等を含む。)</li><li>○経営リスクの回避方策<br/>(保険加入の有無や破綻時の対応想定)</li></ul> | 20  |
| 学校利用に対<br>する理解及び<br>配慮について  | <ul><li>○学校利用への基本的な考え方</li><li>○学校利用の学校間調整についての考え方</li><li>○学校利用への対応を踏まえた職員雇用の考え方</li><li>○学校等とのトラブル等の未然防止とその対処方法</li></ul>        | 15  |
| 安全・安心に<br>ついて   | <ul><li>○施設の保守点検,警備,修繕及び維持管理の考え方</li><li>○災害対策,事故等の防止</li><li>○安全マニュアルの作成その他災害,事故等の発生時の対応及び損害賠償保険の加入内容その他事故等の発生後の対応</li></ul>      | 15  |
| 地域貢献に<br>対する配慮<br>について  | <ul><li>○市の地域経済への貢献についての考え方</li><li>○自然の家及び海の家が位置する地域との連携・交流についての考え方</li></ul>   | 10  |
|   | 合 計  | 100 |

# 【参考資料】福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家の概要

- 1 根 拠 法 福岡市立背振少年自然の家条例及び福岡市海の中道青少年海 の家条例
- **2 目** 的 自然環境の中での集団宿泊活動や野外体験活動を通して心身 ともに健全な青少年の育成を図る。

#### 3 所 在 地

| 福岡市立背振少年自然の家  | 福岡市早良区大字板屋 530 番地     |
|---------------|-----------------------|
| 福岡市海の中道青少年海の家 | 福岡市東区西戸崎(国営海の中道海浜公園内) |

#### 4 設 置 日

| 福岡市立背振少年自然の家  | 昭和 59 年 7 月 21 日 |
|---------------|------------------|
| 福岡市海の中道青少年海の家 | 平成元年7月29日        |

5 **主 な 対 象 者** 小学校,中学校,高等学校,中等教育学校及び特別支援学校の 児童又は生徒の団体 等

### 6 主な休所日等

| 福岡市立背振少年自然の家  | 主な休所日:月曜日(夏期期間を除く。)<br>入退所時間:午前9時から午後5時まで     |
|---------------|---|
| 福岡市海の中道青少年海の家 | 主な休館日:2月の第1月曜日及びその翌日<br>入退館時間:午前9時30分から午後5時まで |

7 管理運営 両施設とも,市の直営による。

#### 8 施設の概要

| 福岡市立背振少年自然の家  | 鉄筋コンクリート造3階建(宿泊棟) ほか<br>面積 敷地面積 189,107 ㎡<br>延床面積 6,452 ㎡ |
|---------------|---|
| 福岡市海の中道青少年海の家 | 鉄筋コンクリート造平家建(本館棟) ほか<br>面積 敷地面積 63,600 ㎡<br>延床面積 6,961 ㎡  |

# 9 事 業 内 容

- (1) 宿泊を伴う集団生活に関すること。
- (2) 自然観察,自然探究その他自然に親しむ学習活動に関すること。
- (3) 野外活動,体育及びレクリエーションに関すること。
- (4) これらのほか、少年自然の家の設置の目的達成に必要なこと。

# 10 定 員

| 福岡市立背振少年自然の家  | 本館 300 人 (12 人部屋×20 室, 8 人部屋×4室, 7 人部屋×4室)<br>第1キャンプ場 168 人 (4 人用テント×42 張)<br>第2キャンプ場 56 人 (7 人用テント×8 張) |
|---------------|--|
| 福岡市海の中道青少年海の家 | 宿泊室 320 人 (8 人部屋×40 室)<br>リーダー室 16 人 (2 人部屋×8室)<br>キャンプ場 150 人 (6 人用テント×25 張)                            |

# 11 利 用 状 況

|    | 年   度             | 22      | 23      | 24      | 25      |
|----|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| 人数 | 福岡市立背振少年自然の<br>家  | 33, 253 | 27, 129 | 28, 737 | 29, 556 |
| 人  | 福岡市海の中道青少年海<br>の家 | 53, 438 | 52, 868 | 53, 964 | 55, 629 |

# 12 決 算 額

| 福岡市立背振少年自然の家  | 129,364 千円 |
|---------------|------------|
| 福岡市海の中道青少年海の家 | 228,961 千円 |

※平成25年度決算